

島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用した
イベント企画・運営業務 委託仕様書（提案競技用）

1. 委託業務名

島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用したイベント企画・運営業務

2. 委託期間

契約締結日から令和7年11月30日

3. 目的

島根県観光キャラクター「しまねっこ」をメインとした、「しまねっこ」とコミュニケーションを図ることができる集客イベントを実施することにより、これまで応援いただいているファンやキャラクターへ感謝の意を表するとともに、しまねっこをきっかけとする本県の新たなファン獲得、誘客促進及び効果的な情報発信を図る。

4. 委託料上限

8, 127千円（消費税及び地方消費税込み）

※上記委託料には、会場費用をはじめ、企画提案書に基づく委託業務に係る費用全てを含む。

5. イベント概要

(1) ターゲット及び目標集客数

- ・ターゲット：県内外のファミリー層・パートナー層・若者層、県内外キャラクターファン
- ・目標集客数：1万5千人

(2) 開催会場

くにびきメッセ 大展示場 全面（松江市学園南1丁目2-1）

※上記会場に加え、他の周辺施設の併用も可能とする。

(3) 実施日

令和7年9月23日（火・祝）

(4) 参加料（入場料）

無料とする。

(5) 開催方法

現地開催とする。

※ただし、ステージイベントの動画配信等、一部のオンライン併用等も提案可能とする。

6. 委託業務の内容

イベント実施に係る企画、制作、演出、運営及び付随する業務一式を委託する。

なお、業務遂行の全ての過程において、県との調整・打ち合わせを密に行うものとする。

(1) イベント名称

5 (1)のターゲットに訴求出来るイベント名称を設定すること。

(2) イベント全体の企画・運営

- ・ イベント実施までの企画、運営、進捗管理について主体的に行うこと。
- ・ イベント会場の設営、受付及び誘導等のすべての運営を行うこと。
- ・ 契約後、速やかに業務委託全体の工程表を作成し、提出すること。
- ・ 当日の進行や人員配置、各種図面、緊急時連絡先等を網羅した運営マニュアルを作成し、各スタッフや県と情報共有を図ること。
- ・ 県との協議、打ち合わせ内容については、受託者において、文書で管理を行い、作成時点で共有を行うこと。

(3) ステージパフォーマンスを中心としたメインイベントの企画・運営

メインイベントは下記コンテンツを中心に、集客の柱となるよう構成する。なお、いずれも、しまねっこのファン以外にも楽しめる内容を前提とし、新規性のある企画を提案すること。

【メインイベント】

- ・ しまねっこや他のご当地キャラを中心としたステージイベント
- ・ ご当地キャラの対決（チャレンジ）企画や衣装披露ステージ
- ・ しまねっこの魅力や特技を活かしたゲストとのコラボパフォーマンス
- ・ ご当地キャラクターの会場内グリーティング

(4) ご当地キャラクターの招聘及びゲストのキャスティング

- ・ 県内外のご当地キャラクターの招聘については、県と協議のうえ決定すること。また、イベント当日の管理運営を行うこと。
- ・ ご当地キャラは20キャラ以上の招聘を必須とし、県と事前に調整のうえ招聘依頼を行うこと。
- ・ ご当地キャラクター及びゲストの出演にあたっては、しまねっこ用、ゲスト用、スタッフ用それぞれの控室、駐車場等の必要な設備を確保すること。
- ・ イベント開催中はご当地キャラクターが会場内をグリーティングすることができるよう導線を整備すること。
- ・ 出演者等の手配・アテンド、各種調整及び、しまねっこ以外の出演者に係る経費の支払い等を行うこと。なお、ご当地キャラの招聘に係る費用については、原則派遣元が負担することとするが、各キャラクターの運用規則上、主催者の負担が必要な場合は、県と協議のうえ招聘の可否を決定すること。
- ・ 参加者（出演者及び出展者）用のマニュアルを作成し情報共有を図ること。

(5) 飲食物販コーナー、ご当地キャラブースの設置

下記留意事項に従い、島根県の特産品や話題の商品等を取り扱う飲食物販ブース及び、県内外からの出演キャラクターに紐づく自治体のPRブースやキャラ

クター物販、飲食物販売ブースを設置すること。（少なくとも 30 ブース以上の出展を確保すること）

【留意事項】

- ・ 出展料の設定は自由とする。ただし、ご当地キャラクターが出演する自治体のブース等、県が指定する店舗の出店料については、免除とすること。
- ・ 出展者の申込み受付及び調整は県と受託者において連携の上、行うものとする。
- ・ 出展受付の際には、飲食物を提供する場合の臨時営業届等、必要な法令上の手続きが完了していることを確認すること。
- ・ 酒類の提供は原則不可とする。
- ・ 電気系統や火気の取扱い及び、敷地内への車両の乗り入れ等については、会場となる施設（くにびきメッセ）の規則に従うこと。
- ・ 着ぐるみ、ブース運営に係る商品、各種備品等について、前日搬入の受け入れができるよう、必要な設備及び人員を確保すること

(6) 会場運営

① 設営・撤去

- ・ 会場のレイアウトは県が指定する日時までに提案し承認を得ること。
- ・ 本委託業務の実施に際し、必要な設備及び出演者の荷物等の搬入、搬出、設営及び撤去の対応を行うこと。
- ・ 設営にあたり、必要な物品の確認、手配、設備の準備等について県と事前に調整すること。
- ・ 施設内に無い備品等でイベントの開催上必要な場合は、受託者自身で手配すること。なお出店者が用意する備品についてはこの限りではない。
- ・ 設営及び撤去作業の日程等は県と協議のうえ決定すること。（前日設営、当日撤去を原則とする）
- ・ イベント終了後は必ず原状復帰を行うこと。

② 会場管理

- ・ イベント当日の駐車場手配、管理を行うこと。なお、近隣駐車場の整備や当日の警備・誘導スタッフの配置、インターネット上での情報発信等を活用し、交通渋滞対策に努めること。（必要に応じて、臨時駐車場の手配を行うこと。）
- ・ 会場内にスタッフを配置し、参加者の入場から退場までの受付、誘導、体調不良者への救急・救護対応等、参加者の事故やケガ、体調不良等を未然に防ぐために安全面には十分配慮すること。
- ・ 実施にあたっては、会場となる施設（くにびきメッセ）の利用規則を遵

守し、必要となる法令等の手続きを受託者が行うこと。

- ・イベントの記録（写真・動画撮影等）を行うこと。
- ・イベントの満足度を図るための来場者アンケートを実施すること。
- ・来場者数のカウントを行うこと。

(7) イベントへの集客を目的としたプロモーション及び告知展開

集客目標を達成できるよう、各種マスメディアや SNS、デジタルサイネージ等を活用した効果的なプロモーションを行うこと。

① イベントのチラシ・ポスター及び当日パンフレット

- ・デザイン制作および、配布計画・設置

② メディアの活用

- ・各種マスメディアや Web 広告、しまねっこの公式 SNS を活用したプロモーションを展開すること。
- ・イベントと連動した SNS キャンペーン企画等の提案も可能とする。

③ ロゴの制作

- ・イベントタイトルロゴマークを6月中旬頃までに制作すること
- ・審査会において、素案またはイメージを提示すること。

④ フォトスポットの設置

- ・来場記念となるフォトスポットの制作、設置（イベント会場内）
- ・審査会において、素案またはイメージを提示すること。

⑤ その他

- ・県内だけでなく、県外からの誘客促進に繋がるプロモーションを行うこと。
- ・予算の範囲内で本委託業務のために効果的な広報手段があれば実施すること。

(8) ホームページの制作・運営

- ・イベントの告知等を目的とした特設ページを制作、運営すること。
- ・特設ページは既存のページの内容をリニューアルして利用すること。
(URL: <https://www.kankou-shimane.com/shimanekko15th/>)
- ・イベント内容の告知、出演者（キャラ）情報、当日の会場周辺情報等のコンテンツを掲載すること。
- ・イベント終了後は、速やかに開催報告を掲載すること。
- ・ページの開設及び更新、保守管理に係るすべての費用は本委託費に含む。

(9) ノベルティグッズの作成

- ・来場者へ配布を想定したノベルティグッズを作成すること。
- ・このノベルティグッズは来場者アンケートの特典としても構わないが、イベントロゴを用いる等、来場の記念となるような、特別感のあるグッズを制作すること。

- ・審査会において、素案またはイメージを提示すること。

(10) その他の留意事項

- ・広報物には、15周年記念ロゴを使用すること。（ロゴデータは県から支給する。）
- ・上記の内容以外にも、しまねっこや島根県の認知度の向上、来場の動機付けや、消費を促すための独自の企画を実施すること。
- ・しまねっこのイメージから逸脱しないような企画内容とすること。
- ・制作物にしまねっこのイラスト等を使用する場合は、「島根県観光キャラクター『しまねっこ』キャラクター使用に関する要綱」、「島根県観光キャラクター『しまねっこ』使用取扱要領」、「デザインの手引き」及び「デザインマニュアル」の内容を遵守するとともに、著作権の帰属先である（公社）島根県観光連盟と協議のうえ進めること。

7. 県が行う関連業務への協力体制の構築

- ・本年度県では、下記の業務を民間事業者への委託により実施予定である。
- ・各業務を受託する事業者と企画運営や連絡を行える協力体制を構築し、しまねっこに関する事業全体が円滑に進行できるよう努めること。また、協力体制の構築に当たっては、適宜県と協議の上、その内容について決定すること。

【令和7年度実施予定のしまねっこに関する業務】

しまねっこの機体運用及びSNS投稿等のPR活動業務

8. 県との調整

- (1) 受託者は、業務遂行にあたり、県と定期的な打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、イベント開催に向けた進捗状況を随時報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には、速やかに対応すること。

9. 著作権等

受託者が本業務にて制作した成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。

10. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、静止画又は動画等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- (2) その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

11. 完了報告

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書を、委託業務完了後速やかに県に提出すること。

- (1) 委託業務に要した事業費
- (2) 委託業務の実施による成果
 - ・実施した企画内容の詳細とその効果
 - ・本業務の中で撮影した動画及び静止画データ
 - ・制作した広告物（チラシ、ポスター等）一式
 - ・来場者アンケートの集計結果
 - ・その他本委託業務に実施した内容をまとめること

12. その他

- (1) この仕様書に規定するもののほか、実施にあたり疑義が生じた場合は、県と受託者双方で協議のうえ決定する。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により県、もしくは来場者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し県が承諾した場合はこの限りではない。
- (4) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らしたり、本業務の履行以外の目的に使用したりしてはならない。本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
- (5) 本事業の実施に起因する会場内構造物の破損や汚れ等については受託者が原状復帰を行うこと。